

法律上の位置付け

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

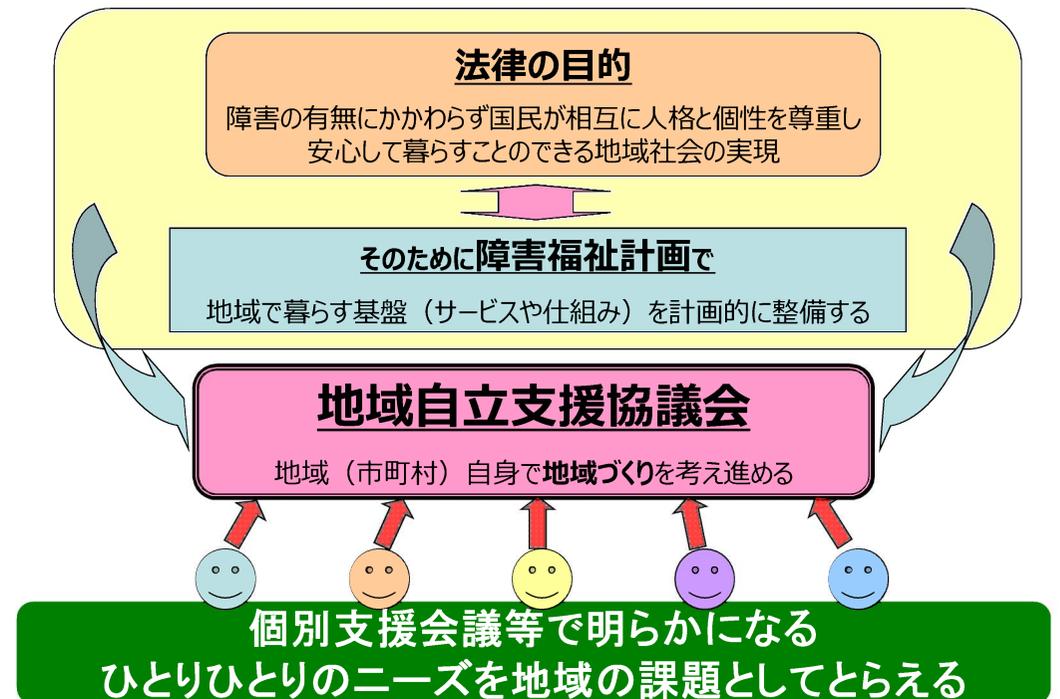
第八十八条

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

障害者総合支援法と自立支援協議会



国が示す自立支援協議会の位置付け

要綱（国）上の位置付け

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会設置運営要綱（抜粋）

第3 市町村が設置する協議会（市町村協議会）

1 基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

3 構成メンバー

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

（例）相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等

4 主な機能

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

令和3年度以降の川崎市地域自立支援協議会の体制について

1 現状

- 各区と市に協議会を設置している。
- 区協議会は、個別の支援から抽出された地域課題の共有や、解決に向けた協議などを行っている。
- 市協議会は、全市的に検討すべき課題について、専門部会を設置するなどして検討している。また、市に対してノーマライゼーションプラン策定に向けた意見提出等を行っている。

2 課題

- 障害者への支援体制の整備に向けた取組を、引き続き進めていく必要がある。
- 地域課題の解決に向けた取組を進めていく必要がある。
- 相談支援従事者の積極的な参画を促し、質の向上を図る必要がある。
- 相談支援体制の検証・評価を行い、必要な見直しを図っていく必要がある。

3 今後の方向性

相談支援体制の整備に合わせて、自立支援協議会の本来の趣旨に合わせた体制へ見直していく。

- 個別の相談支援から地域課題を設定し、地域の関係機関と連携して解決を図る。
- 定期的に相談支援体制（計画相談支援・地域相談支援センター・基幹相談支援センター等）の検証・評価を行う。
- 施策に反映する必要があるものについては、ノーマライゼーションプラン策定に向けた意見を取りまとめ、市に提出する。

令和3年度以降の川崎市地域自立支援協議会の体制

